

北海道バプテスト連合規約

(名 称)

第1条 この団体は北海道バプテスト連合（以下「連合」と言う）と称する。

(所在地)

第2条 本連合の事務所は連合会長宅におく。

(組 織)

第3条 本連合は北海道所在の日本バプテスト連盟に連なる教会およびその伝道所をもって組織する。

(加盟・脱退)

第4条 本連合に加盟または脱退を希望する教会または伝道所はその旨を申し出て総会の承認を得るものとする。

(目 的)

第5条 本連合は加盟団体間の相互の交わりを深め、地域の協力伝道活動を推進することを目的とする。

(事 業)

第6条 本連合は、その目的達成のために下記の事業を行う。

- (1) 協力伝道
- (2) 連合礼拝
- (3) 修養会
- (4) 講習会
- (5) 研究会
- (6) その他必要な事業

(役 員)

第7条 本連合に下記の役員を置く。

会長1名、副会長1名、書記1名、会計1名。

- 2 役員任期は2年とし、再選を妨げない。
- 3 役員が途中で退任したときは、役員会が後任を補充し、直近の総会で追認を受ける。その場合の任期は、前任者の残余期間とする。
- 4 役員選出については別に細則を定める。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- 2 会長は本連合を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 4 書記は記録の作成とその管理、各団体との連絡に当たる。
- 5 会計は金銭の出納、予算案・決算案の作成に当たる。
- 6 役員職務は選出された年の翌年4月1日からとする。

(役員会)

第9条 役員会は第7条の役員をもって構成し、次の事項を取扱う。

- 1 規約及び細則の制定、また変更に関する事項
- 2 連合活動に関する事項
- 3 予算案・決算案の作成
- 4 教会・伝道所の加盟・脱退に関する事項
- 5 その他総会が付託した事項

(委員会および信徒会)

第10条 役員会は、必要に応じて委員会を構成し、諸活動を推進する。

2 役員会は必要に応じて信徒活動を支援する。

(総会)

第11条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は毎年開催し、会長がこれを招集する。

3 会長は加盟団体の1/3以上、または役員定数の半数以上の要求があれば臨時総会を招集しなければならない。

4 総会は加盟団体の2/3以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

5 総会の議事の方法については別に細則を定める。

6 役員会は、必要に応じて、総会をインターネット会議や書面決議の方法で行うことができる。

(代議員数)

第12条 代議員数は各加盟団体より3名以内とする。役員も代議員として登録することができる。

2 総会をインターネット会議や書面決議の方法で行う場合、議決権は各加盟団体1票とする。

(総会役員)

第13条 総会には、議長1名、副議長1名、書記2名をおく。

2 総会は、次期定期総会の議長及び副議長を選出するものとする。

なお、書記は、議長が指名する。

3 総会は、次期定期総会牧師を選出するものとする。

4 総会役員及び総会牧師の任期は次期定期総会前日までの一年間とする。

5 上記総会議長・副議長・総会牧師がその任を辞した場合は、役員会が代替りのものを選任し、総会で報告するものとする。

(総会の議決事項)

第14条 総会は下記の各号に掲げる事項を議決する。

1 規約及び細則の制定、また変更に関する事項

2 連合活動に関する事項

3 予算の審議及び、決算の承認

4 役員・委員・監査の選出に関する事項

5 教会・伝道所の加盟・脱退に関する事項

6 その他総会が必要と認める事項

(総会議決)

第15条 総会の議決は出席代議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決による。

(経費)

第16条 本連合の経費は献金をもってまかなう。

(会計監査)

第17条 会計監査2名を総会で選出し、会計監査に当たる。任期は2年とし、再選を妨げない。

(墓地委員)

第18条 総会は墓地委員3名を選出し、本会所管に関わる納骨堂の適正な管理をはかる。

その管理規程については別に定める。

(研修センター)

第 19 条 連合は、連合諸教会・伝道所の教育研修機関として北海道バプテスト研修センター(以下「研修センター」という)を設置する。

2 総会は研修センターの運営委員 3 名を選出する。任期は 2 年とし再選を妨げない。

(会計年度)

第 20 条 本連合の会計年度は 4 月 1 日を以って始まり、翌年 3 月 31 日を以って終わる。

(付則)

銀行口座等については、会計が代表して管理する。

1969 年 1 月 15 日、1976 年 1 月 15 日、1978 年 1 月 16 日、1989 年 1 月 16 日、1994 年 3 月 21 日、1995 年 3 月 21 日、1997 年 4 月 29 日、2003 年 4 月 29 日、2005 年 4 月 29 日、2008 年 11 月 23 日、2009 年 4 月 29 日一部改正。2010 年 4 月 29 日全面改正。2016 年 4 月 29 日一部改正。2019 年 4 月 29 日一部改正。2021 年 6 月 12 日一部改正、2022 年 6 月 7 日一部改正